大島ダイビング連絡協議会　会則

（目的）

第１条　本協議会は、大島町においてダイビング事業を営む者の地位向上と、ダイビング事業及び大島町観光事業の発展、並びに海面の安定的な利用関係の確保を図る為に組織する。

（名称）

本協議会の名称は「大島ダイビング連絡協議会」とする。

（取り組み）

第２条　本協議会は第１条の目的達成のため、次の取り組みを行う。

１．安心、安全なレジャーダイビングを行うための環境及び安全対策の整備と徹底。
役員担当店をのぞく全会員を各ダイビングポイントの担当に班分けし、必要に応じて担当班または全班合同による必要な対策、整備を行う。

２．レジャーダイビングの健全な発展のため、事業者ならびに利用者のマナー及びモラルの向上に努める。

３．円満かつ円滑にダイビング事業を行うため、行政・漁協との連絡窓口としての役割を担う。

４．その他、必要な諸事業。

（会員）

第４条　伊豆大島においてダイビング事業を営む事業者は、必ず本協議会に加盟し会則等を厳守する事とする。ダイビング事業を営む事業者とは、レジャーダイバー受け入れのための事務所を持ち、事業のため適切な保険に加入しているものとし、当協議会の趣旨に賛同し入会金（入会時のみ）及び年会費を納入するものである。

また、健全な運営とリスク回避のため、会員においては入会時および年初に下記の報告を本協議会に対して行うものとする。

１．ダイビング業務に従事する従業員の氏名・有効な保有資格（指導団体名、認定番号）

２．加入保険（団体名、内容）

例）スクーバダイビング事業協同組合、組合総合賠償責任補償制度

（役員）

第５条　本協議会の役員３名を選出し（会長 ・副会長・会計）を置き、以下の職務を行う。

１．会長は、本協議会を代表し運営を行う。

２．副会長は、会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。

３．会計は、本協議会の会費を管理し、必要に応じて会員に報告する。

４．本協議会及び大島地区海面利用協議会並びに大島漁協連絡協議会との協議での議決事項、会議事項及び議事録の作成、本協議会のウェブサイトはじめ SNS の管理及び広報活動、対外組織との連絡および交渉、等は役員３名が分担して行うものとする。

５．必要に応じ、会長は会員に対し担当委員として任命することができるものとする。

（例：安全対策委員、ドローン担当委員、イベント担当委員など）

６．役員報酬は、１年間　金１０,０００－　とする。

（役員退任及び任期）

第６条　役員の任期は、委員の互選とし任期は２年とする、ただし再選は妨げない。

（会議）

第７条　本協議会は目的を達成する為、以下の内容について協議を行う。

総会は年１回とし、必要に応じて定例会を開催する。

（議決）

第８条　本協議会の議決は、会員定数の３分の２以上の出席により成立し、

委任状を含めその過半数により決する。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。

（入会及び退会）

第９条　入会においては、会費２年分（運営費）をおさめ、会員の推薦３名を条件とし、

これを会員の３分の２以上の賛同にて決定する。

上記の条件を満たせない場合は推薦人３名のもと準会員として３年間の研修を行うものとする。

準会員については別紙「準会員制度について」を参照。退会については、本協議会の在籍年数に関わらず会費等を返金しない。また議決権を持たない賛助会員は入会条件無しで入会できる。賛助会員については別紙「賛助会員制度について」を参照。

（対外要望に関する取り扱い）

第10条 対外的な要望については、本協議会で協議の上議決したものでなければ行ってはならない。

（違反等）
第11条　会員が本協議会の会則に関し違反した場合、会員の総意で適切に処置するとともに、違約金等の処罰をかす事とし、これを会員への指導徹底する事とする。

（除名）
第 12 条 本協議会の目的、取り組みから著しく逸脱し、本協議会の品位を傷つけるような言動や行為があった場合は、役員会および総会にて協議の上、本協議会から除名することができる。この場合、支払われた会費等の返還は一切しないものとする。

（会費）
第13条　本協議会運営費として、下記の金額を納める事とし、臨時会費の徴収もあるものとする。
年間　金　２０,０００－

（会計年度）
第14条　本協議会の会計年度は、1月1日より12月31日とする。

（その他）
第15条　この会則に規定のない事項については、その都度本協議会で協議するものとする。

補則　１，本協議会は、政治団体等の運動及び活動に参加する事なく中立的な立場を維持する。
２，会議に要する施設等の経費は1回に付き、金３,５００－をその施設に支払う事とする。